

議案第 1 1 号

平成 2 8 年度大田原市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 2 8 年度大田原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	給水戸数	26,600 戸
(2)	年間総給水量	6,275,000 m <sup>3</sup>
(3)	一日平均給水量	17,192 m <sup>3</sup>
(4)	主な建設改良事業	
	イ. 新大田原市上水道 1 0 箇年整備事業費	131,273 千円
	ロ. 配水設備工事費	242,568 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
第 1 款	水 道 事 業 収 益	1,644,000 千円
第 1 項	営 業 収 益	1,402,217 千円
第 2 項	営 業 外 収 益	241,782 千円
第 3 項	特 別 利 益	1 千円
支 出		
第 1 款	水 道 事 業 費 用	1,590,000 千円
第 1 項	営 業 費 用	1,411,629 千円
第 2 項	営 業 外 費 用	174,971 千円
第 3 項	特 別 損 失	2,400 千円
第 4 項	予 備 費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額439,000千円は、損益勘定留保資金等 439,000千円で補てんするものとする。）。

収 入		
第 1 款	資 本 的 収 入	266,000 千円
第 1 項	企 業 債	100,000 千円
第 2 項	出 資 金	20,000 千円
第 3 項	他 会 計 負 担 金	9,750 千円
第 4 項	工 事 負 担 金	80,500 千円
第 5 項	国 庫 補 助 金	24,600 千円
第 6 項	他 会 計 補 助 金	31,150 千円

支 出

第1款	資 本 的 支 出	705,000 千円
第1項	建 設 改 良 費	395,395 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	309,605 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
新大田原市上水道10箇年整備事業	100,000	普通貸借又は証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れ、10年後に利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができ。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 93,978 千円

(他会計からの補助金)

第9条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、54,680千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産購入限度額は、18,000千円と定める。

平成28年3月7日 提出

大田原市長 津久井 富雄